

佐賀県監査委員告示第2号

佐賀県代表監査委員規程（昭和39年佐賀県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県代表監査委員 久 本 智 博

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)・(8)</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。</u></p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。